

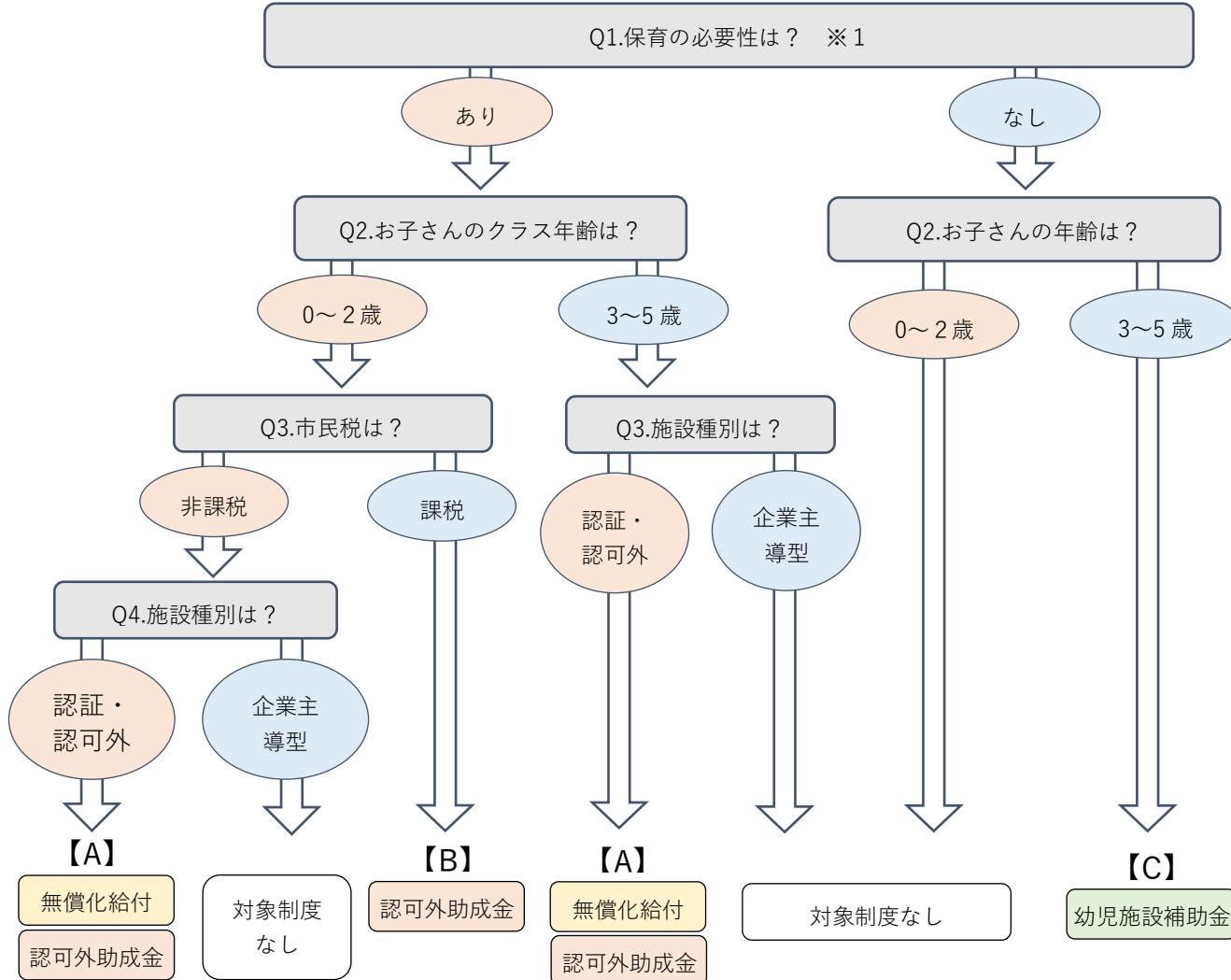
認可外保育施設等を利用する方へのご案内

認可外保育施設等に関して、三鷹市には3つの補助制度があります。

- 三鷹市認可外保育施設利用助成金（以下、「認可外助成金」と記載）
- 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付認定（以下、「無償化給付」と記載）
- 認可外幼児施設利用補助金（以下、「幼児施設補助金」と記載）

つきましては STEP.1~4をご確認いただき、対象となる補助金がある場合は、提出期限までに三鷹市子ども育成課まで書類をご提出ください。

STEP.1 ご自身の状況に当てはめ、対象となりうる補助金を確認してください。



※1 保育の必要性とは

就労（月48時間以上）、妊娠・出産（分娩予定月とその前後2か月の合計5か月）、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、求職（最大3か月）などの理由により、保護者それが日中お子さまの保育にあたれない状況を言います。

STEP.2 利用施設がそれぞれの対象施設となっているかを確認してください。

■三鷹市内の施設をご利用の方

三鷹市ホームページに対象施設を掲載しています。最終ページのQRコードからご確認をお願いします。

■三鷹市外の施設をご利用の方

施設所在地の区市町村ホームページにてご確認をお願いします。

STEP.3 対象となる補助金がある場合は、補助の概要を確認してください。

認可外保育施設

(正式名称) 三鷹市認可外保育施設利用助成金

1. 対象者（次のすべてに当てはまる方）

- ① 保護者に保育の必要性があり、認可外保育施設に入所している月の初日に三鷹市に住民登録があること。
- ② 各月初日に月 120 時間以上の利用契約を月極または年間契約で結んでいること。
(一時預かり及び入園児の育児休業中は対象外。月の途中に契約した場合は、当該月の翌月から対象。)
- ③ 保育料を滞りなく納入していること。

2. 助成額

■ 東京都認証保育所・認可外保育施設

クラス年齢	区分	補助内容	月額上限助成額
0～2歳児	生活保護・市民税非課税世帯	認証保育所の保育料の上限額を基準として、無償化給付（42,000円）との差額を補助	38,000円
	市民税課税世帯	認証保育所の保育料の上限額を基準として補助	80,000円
3～5歳児	全世帯	認証保育所の保育料の上限額を基準として、無償化給付（37,000円）との差額を補助	40,000円

※ 市民税非課税世帯とは、対象児童と同居している家族全員について、市民税が非課税の世帯です。また、助成額は施設に支払った基本保育料を上限額とします。

■ 企業主導型保育施設

クラス年齢	区分	補助内容	月額上限助成額
0歳児	市民税課税世帯	企業主導型保育施設の利用者負担相当額を補助	37,100円
1～2歳児	市民税課税世帯	企業主導型保育施設の利用者負担相当額を補助	37,000円

※ 0～2歳児の生活保護世帯・非課税世帯、また3～5歳児は無償化給付により利用者負担相当額が補填されるため、対象外です。

3. 交付までの流れ

市が施設に在園状況等を確認し、3か月分の助成金について8・11・2・5月末に交付決定通知を送付し、登録口座へ助成金を振り込みます。

無償化給付

(正式名称) 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付

1. 対象者

- ① 保護者に保育の必要性があること。
- ② 0～2歳児クラス在園の場合、対象児童と同居している家族全員について、住民税が非課税であること。

2. 給付額

クラス年齢	認定名称	月額上限額	備考
0～2歳児クラス	子ども・子育て支援法第30条の4第3号	42,000円	住民税非課税世帯のみが対象
3～5歳児クラス	子ども・子育て支援法第30条の4第2号	37,000円	

※ 幼稚園や認可保育所等と認可外保育施設を併用した場合、無償化の対象となるのは幼稚園や認可保育所等の利用料のみです。

※ 令和8年4～8月は令和7年度の課税状況、令和8年9月～令和9年3月は令和8年度の課税状況にて判定します。

3. 交付までの流れ

- ① 申請または現況確認：申請書類一式を市へ提出してください。
- ② 交付申請（請求）：交付申請書に利用施設が発行する「提供証明書」と「領収書」を添付して、市へ提出してください。（年4回）
- ③ 交付決定：市で審査のうえ、対象保護者へ交付決定通知を送付し、登録口座へ振り込みます。

幼児施設補助金

(正式名称) 三鷹市認可外幼児施設利用補助金

1. 対象者（次のすべてに当てはまる方）

- ① 認可外幼児施設に入所している月の初日において三鷹市に住民登録があること
- ② お子さんが令和2年4月2日～令和6年4月1日生まれであること（ただし、支給対象となるのは満3歳に達した月以降に限る。）
- ③ 在籍する認可外幼児施設に保育料を滞りなく納入していること
- ④ 幼児教育・保育の無償化の認定を受けていないこと

2. 助成額

月額 20,000円（所得制限なし。ただし、実際に施設に支払った保育料を限度とする。）

3. 交付までの流れ

市に申請後、施設が保護者に代わって、6月・9月・12月・3月に3か月分ずつ保育料納入証明書を市へ提出します。
市での審査の上、保護者へ交付決定通知を送付し、登録した保護者口座へ補助金を振り込みます。

STEP.4 必要書類を確認し、三鷹市子ども育成課へ期限までに提出してください。

【A】 無償化給付 と 認可外助成金 を申請する場合

【要注意】無償化給付を受けるためには、施設利用開始日までに認定を取得する必要があります！

- ・認定開始日は、市へ申請書類が提出された日もしくは書類提出日以降の施設利用開始日となります。
- ・原則として認定開始日から遡って無償化給付金をお支払いすることはできません。
- ・無償化給付の認定保持者は、毎年、保育の必要性が継続しているか（現況届）を市に届け出る必要があります。

<提出書類>

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書
- ② 保護者の保育の必要性を証明する書類
- ③マイナンバーカード貼付台紙 ※無償化給付を初めて申請する方のみ
- ④住民税非課税証明書 ※0～2歳児の非課税世帯のみ

{ 令和7年中に三鷹市に転入した方：令和7年度非課税証明書
令和8年中に三鷹市に転入した方：令和7年度非課税証明書および令和8年度非課税証明書
令和6年または7年中に海外にいた方：同年中の海外収入の総支給額が分かる書類 }

<提出期限>

施設利用開始日まで（必着）

- 例)・令和8年4月1日からの認定をご希望の方 → 令和8年4月1日（水）まで（必着）
・無償化給付の認定を既に取得している方 → 令和8年4月15日（水）まで

【B】 認可外助成金 のみを申請する場合

<提出書類>

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書
- ② 保護者の保育の必要性を証明する書類
- ③ 令和6年及び令和7年中の海外収入の総支給額が分かる書類 ※令和6年または7年中に海外収入があった方のみ

<提出期限>

施設利用開始日まで

※施設利用開始日を過ぎても、令和9年3月10日（水）までは提出を受け付け、要件を満たした月の初日に遡って支給を受けることができます。

【C】 幼児施設補助金 を申請する場合

<提出書類>

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書

<提出期限>

施設利用開始日まで

※施設利用開始日を過ぎても、令和9年3月10日（水）までは
提出を受け付け、要件を満たした月の初日に遡って支給を受ける
ことができます。

↓郵送で提出する方はこちらの宛名を切り取ってご利用ください。

【A～C】共通

<提出及びお問い合わせ先>

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課三鷹市子ども育成課保育施設係
(三鷹市役所本庁舎4階46番窓口)

電話：0422-29-9672（直通）

〒181-8555

三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課

保育施設係 行

(認可外保育施設等の利用に関する申請書在中)

認可外助成金

無償化給付

幼児施設補助金



この書類は、各補助制度の概要を説明するものです。
 詳細については、三鷹市ホームページをご確認いただくか、
 子ども育成課（0422-29-9672）へお問い合わせください。
 左記のQRコードを読み取りいただきますと、各補助制度の
 ページをご覧いただけます。

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類一覧

保育を必要とする事由		必要書類
1	就労の方 (外勤・自営業) * 自営業：本人・三親等以内の親族が 代表者の法人組織等で勤務している方	<p>① 「就労（予定）証明書」（所定様式） ※有効期限 発行日から3か月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> * 勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> * シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 <p>※ 月48時間以上の雇用契約及び就労実績を満たしていることが最低要件となります。</p> <p>※ 申請児童の育児休業中の場合は、復職後、「復職証明書」（所定様式）を提出ください。</p>
2	就職内定の方	<p>① 「就労（予定）証明書」（所定様式）</p> <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> * シフト制や複数の就労先で就労する等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ↓就労を開始したら、③④をご提出ください。 <p>③ 「就労開始証明書」（所定様式）</p> <p>④ 就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）</p>
3	求職中の方	<p>① ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）</p> <p>※認定期間は3か月間です。</p>
4	出産予定の方	<p>① 母子手帳の写し（表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）</p> <p>※認定期間は出産月とその前後2か月の計5か月間です。</p>
5	病気治療中の方	<p>① 診断書（最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの）、もしくは特定医療費（指定難病）医療費受給者証の写し</p>
6	心身に障がいのある方	<p>① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し</p>
7	介護、看護に あたっている方	<p>① 「介護・看護状況申告書」（所定様式）</p> <p>② 被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの</p> <p>③ 「スケジュール表」（所定様式）</p>
8	就学中の方	<p>① 在学証明書</p> <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p>
9	ひとり親の方	<p>① 戸籍謄本の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けのことのできる手当の受給証明（児童育成手当）等</p> <p>※ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（父母の住民票が同一でない場合のみ）</p> <p>※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。</p>

※ 所定様式は、市役所本庁舎4階46番窓口で配布しているほか、「みたかきっずナビ（<https://kosodate-mitaka.mchh.jp/>）」からダウンロード可能です。

※ 申請書類は保護者それぞれの書類が必要です。（ひとり親の場合はひとり親の証明と、母または父の保育の必要性を証明する書類が必要です。）

【保育の必要性の要件が変わった場合】

世帯の状況や就労など保育の要件に変更があった場合は、「家庭状況変更確認書」（所定様式）と要件を証明する書類を揃え、速やかに子ども育成課へ提出してください。